

令和5年度

# 定期監査結果報告書

(第1次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第32号  
令和5年8月29日

和泉市長 辻 宏康 様  
和泉市議会議長 坂本 健治 様  
和泉市教育委員会教育長 小川 秀幸 様

和泉市監査委員 船 富 康 次  
和泉市監査委員 吉 川 茂 樹

### 令和5年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（第1次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

# 目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象 -----	4
第 3 監査の着眼点 -----	4
第 4 監査の主な実施内容 -----	4
第 5 監査等の実施日程及び場所 -----	5
第 6 監査の結果 -----	5
1 和気小学校 -----	5
2 芦部小学校 -----	5
3 北池田小学校 -----	6
4 北松尾小学校 -----	6
5 幸小学校 -----	6
6 鶴山台南小学校 -----	6
7 光明台北小学校 -----	7
8 和泉中学校 -----	7
9 南池田中学校 -----	7
10 信太中学校 -----	8
第 7 意見 -----	9
(1) 地方自治法第 199 条第 1 項に基づく財務監査について -----	9
(2) 地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査について -----	10

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

## 第2 監査の対象

- 1 対象機関：小学校 7校  
(和気小学校、芦部小学校、北池田小学校、北松尾小学校、幸小学校、鶴山台南小学校、光明台北小学校)  
中学校 3校  
(和泉中学校、南池田中学校、信太中学校)
- 2 対象事務：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事務事業

## 第3 監査の着眼点

- ① 公金・準公金の取扱い状況について
- ② 取得備品や理科薬品の管理状況について
- ③ 郵券・タクシー券の管理状況について
- ④ 児童生徒の教育環境の実態（不登校、児童虐待の状況など）に応じた支援について

## 第4 監査の主な実施内容

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財務などに関する事務事業について、監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、監査を行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、関係職員に質問して、回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる。

## 第5 監査等の実施日程及び場所

- 1 実施日程：令和5年6月6日から令和5年7月26日
- 2 実施場所：市役所会議室及び各小中学校

## 第6 監査の結果

定期監査を実施した小中学校において、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていた。

なお、分かりやすく管理されている書類もあったが、一部の事務処理について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

については、以下に指摘する事項について、法令及び「学校会計事務必携」等を再確認し、適正な事務処理を行うとともに、小中学校長会などを活用し、すべての小中学校等に対し、周知徹底を図られたい。

### 1 和気小学校

- (1) 小中学校等が学習指導要領に基づく学校教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校運営費補助金（以下「学校運営費補助金」という。）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。
- (2) 給食日誌では、訂正印漏れ、学校日誌では、校長の確認印漏れ、プール日誌では、鉛筆書きが見受けられた。

### 2 芦部小学校

- (1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。
- (2) 小中学校等が学習指導要領及び「学校に対する指示事項」に基づく教育の推進に向け、市から交付された和泉市学校研修費補助金（以下「学校研修費補助金」という。）において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (3) 給食日誌では、牛乳の残量の記載漏れ、プール日誌では、鉛筆書きが見受けられた。

### 3 北池田小学校

- (1) 学校運営費補助金及び学校研修費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。
- (2) 学校研修費補助金で、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (3) P T A会費（準公金）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。また、教材費（準公金）において、立替払いが見受けられた。

### 4 北松尾小学校

- (1) 学級費等（準公金）において、立替払いが見受けられた。また、給食費（準公金）及び教材費（準公金）の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、確認印漏れが見受けられた。

### 5 幸小学校

- (1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。
- (2) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (3) P T A会費（準公金）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。また、教材費（準公金）において、立替払いが見受けられた。
- (4) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。

### 6 鶴山台南小学校

- (1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられ、また、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (2) 校外学習費（準公金）において、保護者から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。

## 7 光明台北小学校

- (1) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (2) 教材費等（準公金）において、立替払いが見受けられた。また、給食費（準公金）において、現金出納帳の訂正印漏れや、教員から預かった現金を銀行へ入金するまでに相当の期間が経過しているケースが見受けられた。
- (3) 理科室用薬品管理簿及びプール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。

## 8 和泉中学校

- (1) 学校運営費補助金において、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (2) 小中学校等が実施する修学旅行、校外活動及び泊を伴う校外活動（以下「修学旅行等」という。）における児童生徒の監督指導及び責任体制の充実を目的に、市から交付された和泉市学校修学旅行等引率者補助金について、入場料等の必要な費用の立替払いが見受けられた。  
また、生徒会費等（準公金）においても、立替払いが見受けられた。

## 9 南池田中学校

- (1) 学校運営費補助金において、運営に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (2) 生徒会費（準公金）で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。また、P T A会費（準公金）の現金出納帳において、毎月末に校長が差引金額と実際の現金残高が一致していることを確認し、押印することとなっているが、一部、校長の確認印が押印されていないものが見受けられた。
- (3) タクシー乗車券管理簿において、チケット使用の都度、当該管理簿に記入した以外の教員が残枚数を確認のうで押印し、また、校長が毎月末に残枚数を再確認したうで押印すべきところを、3月末にまとめて確認していた。

## 10 信太中学校

- (1) 学校運営費補助金で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書及び請求書が見受けられた。
- (2) 学校研修費補助金において、研修に必要な費用の立替払いが見受けられた。
- (3) 生徒会費等（準公金）において、立替払いが見受けられた。
- (4) 生徒会費（準公金）の現金出納帳において、訂正印漏れがあった。
- (5) プール日誌において、鉛筆書きが見受けられた。



## 第7 意見

### (1) 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査について

財務監査においては、「公金・準公金の支出」「取得備品・理科薬品の取得及び管理」、「郵券・タクシー券の取得及び管理」など、適正に事務が執行されているかについて監査を行った。

監査の結果、従来から指摘を行ってきた「日付が記入されていない納品書及び請求書の受取り」、「教員等による立替払い」、「現金出納帳への記載漏れ等」について、全体として減少傾向にはあるが、未だ改善されていなかった。

については、以下の点について認識し、教員に対し、周知徹底を行われたい。

- ① 納品書に日付が記載されていないと、納品のあった事実が確認できず、また、請求書に日付が記載されていないと、支払い期日が不明確となり、支払遅延となる可能性がある。このことから、「学校会計事務必携」に基づき、事業者から納品書等を受け取る際には、日付が記載されているかなどを必ず確認する。
- ② 立替払いの多くは、市からの補助金が入金される前や学校諸費を徴収する前にやむを得ず行ったものであったが、地方自治法では公金の立替払いは認められていない。また、準公金においても「和泉市準公金事務取扱規程」で公金の取扱いに準ずると規定されている。このことから、必要となる学校諸費の徴収時期や事業計画を見直すなど、法令等を遵守する。
- ③ やむを得ず保護者から現金を預かる場合にも、その管理を適切に行うため、「学校会計事務必携」に基づき、現金出納帳への記載や毎月末に校長の確認印を受ける。

(2) 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査について

行政監査においては、「教員のメンタルヘルス」、「給食関係」、「施設管理上の防犯対策」、「児童生徒の不登校の状況及び対策」、「ヤングケアラーの状況と対策」、「児童生徒へのネグレクト等、虐待の状況と対策」、「学校建物や遊具の管理方法及び不具合を発見した時の対応」など、児童生徒の教育環境の実態に視点を置き監査を行った。

監査の結果は、以下のとおりであり、更なる教育環境の充実に努めていただきたい。

- ① 教員のメンタルヘルスについては、各学校において管理職を中心に積極的に教員に声掛けを行うなどコミュニケーションを図り、教員個々の悩み相談に応じるとともに、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用するなど、常に教員の精神面の変化等にも気づく体制を構築していた。また、ベテラン教員が経験の浅い教員の授業風景を観察し、必要に応じ指導・助言を行うなどフォロー体制の充実に取り組んでいた。
- ② 学校給食における残食等については、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準により、その日のうちに処分している。このため、残った牛乳も処分されているが、その中には、未開封のパックも相当数含まれている。  
牛乳は栄養価が高く、1日に必要なカルシウムを効果的に摂取することができ、成長期には欠かせない食品であることを児童生徒に理解を促し、残量の削減に努められたい。
- ③ 施設管理上の防犯対策について、各学校において、管理職、教員で担当を決め、定期的に点検を実施していた。
- ④ 児童生徒の不登校については、各学校の課題として存在するものの、早期に保護者と連絡を密にし対応しており、教室復帰に向けては、本人の意向も踏まえ、まずは別室での学力保障を行うなど、個々の状況に応じ、きめ細やかな対応を行っていた。
- ⑤ ヤングケアラー及び児童生徒へのネグレクト等、虐待については、各学校において、生活実態アンケートの実施や児童生徒の様子を常に見守り、声掛けを行うなど早期発見に努め、家庭訪問や関係機関と連携し取り組んでいた。
- ⑥ 学校の建物や遊具の管理方法及び不具合を発見した時の対応について、各学校において、管理職、教員が月に1回程度、巡回し点検を実施し、不具合を発見した場合は、直ぐに使用を中止するとともに、用務員や教育委員会による修繕を行っていた。

むすびにあたり、今般の各学校への定期監査を通じて、教員の教育の充実に向けた熱意と真摯な取組姿勢が強く感じられた。

すべての児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進するため、教員が一丸となり「チーム学校」として取り組むことが最優先であると考えている。

今後も、児童生徒が夢と希望を持ち、人の心が分かり、人を思いやる心を大切にするよう、「豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育」の実現に向け取り組んでいきたい。